

## 文政六年 異国船に付川尻詰御用留

友部樫村家文書 横帳

### 凡例

史料の収録にあたり、原本の形式や表記法を残すようにつとめたが、編さんの必要上と読者の便宜をはかるため、原本の意味を損じないかぎり、次のように取り扱った。

- (1) 適宜、読点・並列点をつけた。
- (2) 漢字は原則として常用漢字を使用した。ただし、一部において正字を残した。
- (3) 仮名については、片仮名はそのままとし、変体仮名はすべて平仮名に改めた。ただし、助詞の「者」「而」「茂」「江」「与」や「而已」等の変体仮名は、原則として小活字の漢字で示した。
- (4) 合字は、*方*（より）はそのままとしたほかはカタカナに改めた。
- (5) くりかえし記号は原本の表記にもとづいて、「々」（漢字）、「々」（平仮名）、「、」（片仮名）とした。
- (6) 意味の通じるあて字は原本のままとした。
- (7) 使用した符号はつぎのとおりである。
  - (一) 編者が補足、訂正、註記したものの。
  - 「」 朱書・表紙・包紙・端裏・貼紙・書入などの部分を示す。
  - 虫損・破損などにより判読不能なところ。字数を推定できないときは「」とした。

(表紙)  
文政六年

異国船御手当川尻村詰御用留

未六月十五日夕詰 樫村所衛門

此度異国船相見候ニ付御自分義川尻村詰御達有之候条、此配符参着次第即刻相詰、役所出役之者へ可被相届候、以上  
六月十五日

梶清次衛門

樫村所衛門様

追啓、兵糧直渡等之儀ハ出役之者方可相渡候、以上

一 前日支配之獵師共江も我等方横様ニ寄御指出ニ可相成旨申達置候様御達有之ニ付、其村之庄屋へ配符ヲ以申付置候事

一 十五日夕川尻詰出張之節ハ、若党、鍵持、草履取、火事装束着用、鞍馬ニ而詰候事

一 具足、手筒（袋カ）、弓等迄為持候同列も有之、尤具足等所持無之ものハ 上方 拝借相濟候事

一 小荷駄歩夫老人、道中伝馬相濟候事、其外入用ハ賃夫ニ候事

御郡奉行江御達之写

此度村松村、水木村、川尻村三ヶ所江郷

士、獵師等御指出ニ相成候ニ付而ハ郷士并手代共江も委細申合、御人数不作法等無之様取扱候儀ハ勿論、異国船近寄候ハ、嚴重ニ其場所相堅居、早速其役所江注進、尚又役所よりも無遲滞申出候様可被取扱候、尤右船之模様ニ方敵対之様子も無之候ハ、此方方猥ニ鉄炮不打掛候様堅相戒、萬一敵対之様子も有之候ハ、其扱之同役中早速其場江走付□合次第打掛候とも可應時宜事ニ候得共、成丈ハ穩便ニ被取扱候事可為肝要事

一 右三ヶ所江相堅候御人数、其場所の

ミと不相心得、異国船着岸之程ヲ見合防戦見切等宜地江場所替候儀も可有之候条、是等之所も見切肝要ニ候事

一 相詰候御人数、其場所ヲ相放レ自勝手通行致候義堅可為制禁候、若違犯之もの御沙汰可有之候条、兼而可致申含置候事

一 獵師等猥ニ鉄炮打掛候様之義有之候而ハ甚以不宜候間、たとへ異国人致上陸候迄も何分穩便ニ取扱、不得心事節者打払候様末々迄得ト可申含旨今日吳々御達有之候事

村松・水木・川尻

三ヶ所御固御人数割等

御軍師向合之次第

一 郷士拾五騎 壹ヶ所江 五騎宛

乗掛馬

上下三人 乗掛馬壹疋

御付夫壹人

十五騎合人数六拾人

乗掛士 拾五人

持人 拾五人

付夫 拾五人

口付 拾五人

馬 拾五疋

拝借御具足 二領

一 騎馬具足

但惣里塗

甲押半月

さる類

胴繰ベ布付

小手毘沙門

小袴

脚当

上帯 白麻

請筒竹

佩楯 諸鳥?塗

一 指物縮

竿横手共

但陣地図輪貫 名前

并二郷之字付

石洪紙色銘々

但大小洪紙□

一 獵師江御渡ニ相成候具足

五拾領

一 鉄砲 五拾挺

玉目三匁五分

一 玉薬

一 わりこ

一 □錫

右之通相渡候所鉄炮之外御郡方出役江相渡シ置候事

但具足之儀ハ五領取□也

為試着具為致候事

一 幕高張ニ而詰所ニ居候事

但鉄刀早綱心掛可置事

支配獵師

六月十六日詰

高原小頭

一 利兵衛 一 佐伝次

一 □太兵衛 一 源次郎

一 武衛門 一 彦兵衛

一 甚之丞 一 茂平

一 伝六 一 半之丞

川尻宿

孫平

獵師共江同列申合之上相達候事

一 異国船陸方相見候節者我等詰所江早

速相詰、軍令指引等我等指図ニ相隨可

申候、猥ニ鉄砲打掛候義者堅相守可申事

一 御公儀御法度之義ハ申達候迄ニも不及候得とも堅ク相守可申事

一 火之元用心太切ニ可仕事

一 喧嘩口論等堅相勤ミ、猶又萬事熟談

人和可為肝要事

一 酒宴ケ間敷義堅相勤ミ可申事

一 御渡之鉄砲不致疎略太切ニ仕、時々

手入可致事

一 相詰候場所相放、猥ニ通行致候義ハ

堅可為制禁事

一 一組切ニ朝夕小頭老人ツ、頭々之詰

所江罷出、海上之模様并沖合等之風説

可申出事

右之條々堅相守無作法無之様屹ト相心

得、若違犯之もの於有之者後日ニ御沙汰

可有之者也

六月十八日御徒目附廻り在之節ハ詰所縁

側迄罷出応対可致事、止宿之節者旅宿迄

見舞候事

一 御郡奉行濱手順村ニ付石滝境より滑

川迄持場一見之節同列之内三人若克草

履取召連一同見分之事

一 御郡奉行濱手順村ニ付石滝境より滑

川迄持場一見之節同列之内三人若克草

履取召連一同見分之事

先日濱々見分之節川尻詰持場者石滝方滑

川迄ニ有之旨相達候所南郷濱々之見分之

上ニ而弁理不宜義有之、滑川水木詰江組

入候ニ付各方ニハ石滝方田尻迄割替候条

其旨御心得可被有之候、以上

六月廿三日

梶清次衛門

長久保源大夫様

野口友次郎様

西丸勇次郎様

羽部源三郎様

榎村所衛門様

異国船御手当湊村詰之御人数

一 御先手物頭 二騎

但四拾式人

一 御目附 壹騎

一 御徒目附 兩人

一 下役 四人

一 御合図持 老人

一 小遣中間 老人

一 荒子 七人

一 大筒掛 三騎

但百目式拾五丁

三百目拾丁

一 御矢倉手代 式人

一 御職人 老人

一 御中間 老人

一 荒子 老人

一 筆談役 式人

一 御郡奉行 壹騎

手代 四人

伺書

一 前高之内居濱ハ勿論近濱ニ異国船陸

より相見候節又者上陸之模様ニも有之

節者急飛ヲ以御陣屋迄申出候ニも兼而

村役人江人足等手当申付置候而も可然

哉

一 私共右様之節者何方江出張可仕哉、

御達指控追々様子御注進□仕候哉

一 私共支配獵師共榎村所衛門支配組入

候而五十七挺有之候所、過分無之様簡

分ケ支配仕度候、尤常取扱之義ハ是迄

之通仕度、右之義ハ榎村所衛門とも内

談仕候事ニ御座候

一 御領内濱々之内異国船近寄、上陸之

風説も有之候節者御達無之候而も右之

場所江走付、模様ニより支配獵師共手

筒持参罷出候様相達可申哉

右件々為心得相伺申上候

文政六年 未七月

是ハ西丸、野口

両元ハ江文通ニ而申越之次第

私共居濱之義ハ船数多殊ニ船も大振に而  
遠冲通行も有之事ニより相馬辺までも参  
候義も有之、猶又隣村平潟ハ入津之場所  
ニ而諸国之廻船通路遠海之模様も時々承  
候義ニ御座候得共異国船等之風説も相聞  
候上ハ早速御注進申上候ニも弁理宜キ様  
ニ奉存候、且川尻詰同列共此後交代ニも  
相成候節者住居ニ而諸事御注進申上候義  
却而御奉公ニも可相成義ニも奉存候、尤  
火急之節者早速走付可申、此段可然儀ニ  
も被思召候ハ、被御申立被下候様仕度  
候、以上

獵師共着具袖印五組ニ付木綿ニ而忒寸  
程ニ切、青黄赤白黒之五色用意之事

跡詰支配之獵師

- 下幡村小頭 德田村
  - 一 与衛門 一 政衛門
  - 德田村 同
  - 一 与衛門 一 市衛門
  - 同 折橋村
  - 一 仁兵衛 一 市衛門
  - 折橋 同
  - 一 与惣衛門 一 善 八
  - 下幡村 小中村
  - 一 五衛門 一 長兵衛
- 是ハ代り合ニ成ル

同 五郎介

拾人

宿 孫 平

此代り合

七月廿四日、廿五日、廿六日迄

- 西塩子村小頭 同
  - 一 八之丞 一 藤佐衛門
  - 上寺田村 同
  - 一 門之丞 一 平兵衛
  - 同 上小瀬村
  - 一 伝四郎 一 平左衛門
  - 同 同
  - 一 半之丞 一 源兵衛
  - 同 長沢村
  - 一 喜衛門 一 銀兵衛
- 拾人 宿七左衛門ニ成ル

此代り合

八月九日夕十一日迄

- 多部田村小頭 同村
  - 一 武左衛門 一 紋之丞
  - 同村 相川村
  - 一 与四郎 一 源兵衛
  - 相川村 小砂村
  - 一 伝三郎 一 半左衛門
  - 小砂村 同村
  - 一 仲衛門 一 喜 八
  - 同村 岡組村
  - 一 定衛門 一 平五郎
- 拾人 宿七左衛門

此代り合獵師之儀ハ帰陣ニ付名まい失ね  
ん仕

制作 日立市の歴史点描

2024年10月16日